

# 農泊地域人材育成業務委託 標準仕様書

## 1 目的

熊本県では、平坦地に比べ農業生産条件が厳しい中山間地域において、農業以外の所得確保策の1つとして、農林水産業や農山漁村地域の持つ多面性を活かすことができる「農泊」を推進している。しかし、農泊担い手の高齢化や、コロナ禍の影響を受けた農泊事業者の休業等による減少などの課題がある。

そのため、本業務では、農泊実践者ネットワーク「熊本県シン・農泊ネットワーク」（以下「ネットワーク」とする。）と連携し、関係者の交流促進や人材の確保と育成に向けた研修会を開催することで実践者のモチベーション及びやりがい向上を図るとともに、県内各地域で活躍する農泊事業者同士が交流、意見交換を行う機会を提供し、事業者同士のつながりづくりを支援することで、県内の農泊地域、農泊ネットワーク、その他協議会、団体、個人等における活動の更なる活性化を図る。

## 2 委託業務内容

以下の各企画等に係る一切の業務とする。

- (1) 農泊人材育成研修会の開催
- (2) その他自由提案事項

### 【特記事項】

#### (1) 農泊人材育成研修会の開催

農泊に新たに取り組みたい方を含む農泊担い手のモチベーション及びやりがい向上し、ステップアップできるような新たな体験プログラムの造成やブラッシュアップ、SNS等を活用した情報発信等、農泊に関する幅広い知識・技能を学び、参加者同士が交流しながら、自ら実践できる農泊人材を育成するための研修会を開催すること。

#### ア 受講対象者

- (ア) ネットワーク会員
- (イ) 農泊に興味がある農林漁業者・観光事業者等
- (ウ) 広域本部及び地域振興局、市町村等

#### イ 実施時期

契約締結後から令和8年（2025年）3月6日（金）まで

ただし、県が認める場合は、契約期間の範囲内において、実施時期を変更することができる。

#### ウ 業務内容

(ア) 企画立案・実施運営

- a 目的に沿った研修会の企画立案、運営及び必要な調整を行うこと。
- b 座学と現地（実践）研修を組み合わせる実施すること。  
なお、座学は、聴講だけでなく、ワークショップやグループワークの時間も設ける等、受講者同士の交流が促進されるように工夫すること。
- c 座学は、ハイブリッド形式（現地＋オンライン）で開催すること。
- d 受講料は、基本的に無料とする。  
ただし、現地（実践）研修の内容によっては、実費相当分（※）を受講者から徴収することができる。その場合は、県と事前に協議のうえ、受講料を定めること。  
（※）宿泊を要する場合の宿泊費用、講師が提供している農業体験や郷土料理作り体験商品を受講者が体験する場合の体験費等
- e 研修会場までの交通費は、基本的に受講者の負担とする。

(イ) 研修内容及び講師の選定等

内容の異なる研修を全3回以上実施することとし、農泊人材の確保、および農泊事業者の資質向上や交流促進に繋がる内容を企画するものとする。また、うち1回以上について、新たな開催方法（別紙を参照し、過去の研修内容を鑑み、場所や内容等を工夫する）を提案するものとする。

研修内容等は、以下の条件を満たすものであること。

<条件>

- a 農泊を実施するための必要な知識や気づきを得られ、また、活動意欲の向上と農泊担い手同士の連携強化につながる内容であること。
- b 1回あたりの実施時間数は、合計3時間程度とする。
- c 研修内容に相応しい講師を招聘すること。
- d 研修に必要なテキスト等の資料を作成すること。
- e 研修会は契約日～令和8年2月までの期間で開催すること。

(ウ) 会場の確保

- a 受講者が実践現場で手法等を習得できるよう、農泊地域や農林漁家民宿を実践している施設等から会場を選定すること。  
また、会場は、過去の開催地域を鑑みて工夫するとともに、地域に偏りがないよう選定すること。
- b 座学については、オンラインでも受講できるように配信環境を整えること。

(エ) 受講者の募集

- a 受講者の目標人数は、延べ60人以上とする。
- b 受講希望者を募るため、以下の広報のほか、効果的な広報を行うこと。

- (a) 紙媒体による広報
- (b) ホームページや SNS による広報

※媒体は県所有のホームページ「くまもとふるさと応援ねっと」及び SNS (Instagram、X、Facebook) とし、投稿及び掲載手続きは、熊本県が行う。

c 参加申込は、電子申請を可能とするなど、申込方法を工夫すること。

#### (オ) 事後アンケート調査の実施

研修受講者に対し、事後アンケート調査を実施し、回答を取りまとめること。

なお、収集する内容は、市町村名、農泊地域名（施設運営者の場合は、当該施設名称を含む。）、研修会に対する感想・意見・要望、次年度以降の研修参加の希望有無を基本とし、具体的な項目は、県と協議のうえ決定すること。

### (2) その他自由提案事項

本業務の目的を達成するために必要な独自提案を行うこと。

### (3) 留意事項等

- ア 必要な著作権や肖像権等の処理は、受託者において行うこと。
- イ 専門的な内容については、各種機関へ確認を取ること。
- ウ その他、実施にあたっては、法令等を遵守し必要な手続きを行うこと。

## 3 委託期間

委託契約締結の日から令和8年（2026年）3月6日（金）

## 4 業務の管理・執行体制

- (1) 業務を適正かつ確実に執行できる体制を作ること。
- (2) 県との窓口として、常に連絡の取れるスタッフを配置すること。担当者は正副2名配置すること。
- (3) スケジュールの管理を行い、適切に業務を進めること。

なお、委託期間中は、月1回程度、進捗状況等を県に報告すること。報告方法は、電話、メールを基本とするが、県が報告書の提出を求めた場合は、遅滞なく対応すること。

## 5 作業計画

受託者は、契約締結後速やかに作業計画書を作成し、県に提出すること。

なお、作業計画書には、次の事項を記載すること。

- (1) 業務の内容及び方法

- (2) 実施スケジュール
- (3) 組織体制図（スタッフ等の実施要領）

## 6 成果品

以下（１）、（２）を成果品として提出すること。

- (1) 次の項目を含む実績報告書 紙媒体２部及び電子媒体（CD(DVD)-ROM）１部
    - ア 委託業務の実施内容
    - イ 委託業務の成果
    - ウ その他参考資料
  - (2) 成果品
    - ア 紙媒体で納品するもの
      - (ア) 業務委託において配布した資料（研修資料等）
      - (イ) アンケート調査のとりまとめ結果
    - イ 電子媒体（CD(DVD)-ROM）で納品するもの
      - (ア) 広報業務で掲載等した制作物のデザインデータ
      - (イ) 上記ア（ア）～（イ）の電子データ
- なお、編集可能なデータを納品すること。

## 7 権利

委託業務に関するすべての権利及び著作権は、熊本県に帰属する。

## 8 その他

- (1) 本業務の遂行にあたっては、県担当職員との打合せを綿密に行い、円滑な実施に努めるものとする。
- (2) 本業務を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により県の承諾を得たときは、この限りではない。なお、業務の主たる部分を他に委託することはできないため、留意すること。
- (3) 受託者は、本業務を通じて知り得た個人情報の保護に努め、委託業務の用途以外に使用しないこと。
- (4) 業務を処理するための電子情報の取扱いについては、別記１「電子情報に関する取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (5) 業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記２「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (6) 電子メールを外部に送信する際は、本文や添付ファイルに送るべきでない個人情報が含まれていないか、複数人によるダブルチェック等により入念な確認を行うこと。  
また、電子メールを外部に一斉送信する場合には、個人情報漏えい防止のため、メールアドレスを「T o」ではなく、「B c c」に設定すること。

- (7) 受託者は、本業務の実施に関する会計処理について、他業務等と明確に区分して行うこと。
- (8) 受託者は、本業務の実施に関する書類や会計帳簿の整備に努め、業務完了後においても5年間保存すること。
- (9) 受託者が本仕様書その他県の指示に従わない場合、あるいは委託内容の履行が困難であると判断される場合、県は委託契約を解除することがある。
- (10) 委託業務を遂行するうえで必要となる一切の経費は、原則として受託者が負担する。
- (11) 本仕様書に定めがない事項であっても、関連する事項が生じた場合、受託者は県の指示により、契約金額の範囲内でこれを実施する。
- (12) 県は、業務の実施に当たり、受託者が必要とする資料や情報の提供等について、支障のない範囲で協力する。
- (13) その他、本仕様書に定めがない事項、あるいは疑義が生じた事項については、県と受託者の協議によりこれを解決する。

(別紙)

## 過去3年間の研修内容

### ①令和4年度 タイトル「農泊ターゲット別誘客研修会」

	テーマ	会場	内容	
			座学研修	現地研修
第1回 11/10(木)	個人旅行者ターゲット 研修	リュウキンカの郷 (球磨郡あさぎり町)	・農林漁家民宿などのサービス向上に関わるポイントについて(講義) ・農林漁家民宿の売出し方、家族向けサービス内容の考案(グループワーク) ・参加者アンケート	・農家民宿でおもてなし体験
第2回 11/25(金)	団体旅行者ターゲット 研修	木魂館 大会議室 (阿蘇郡小国町)	・団体旅行で求められるプログラムの造り込み(講義) ・SDGsを意識した団体旅行プランの造成(グループワーク) ・参加者アンケート	・地域を巻き込む体験コンテンツの造り方
第3回 12/19(月)	インバウンドターゲット 研修	旅館平山 (熊本市植木町)	・ポストコロナのインバウンド市場について(講義) ・インバウンドに向けた滞在型コンテンツの造成(グループワーク) ・参加者アンケート	・インバウンド向けフルーツロードのフットパス実践ガイド

### ②令和5年度 タイトル「～農泊は農村のにぎわい～シン・農泊推進塾」

	テーマ	会場	内容	
			座学研修	現地研修
第1回 10/17(火)	農泊による農村のにぎわいづくり	つどい処いどばた屋(上天草大矢野町)	・事例発表 ・トークセッション ・参加者アンケート	・みかん畑で収穫体験
第2回 11/6(月)	リピーターを生む農家 民宿経営	吉原ごんべえ村・畑厩(阿蘇郡南小国町)	・事例発表 ・トークセッション ・質疑応答 ・参加者アンケート	・キャンプ場やあか牛農家で現地見学
第3回 12/12(火)	農泊と地域の連携	八田邸(上益城山都町)	・事例発表 ・講演 ・トークセッション ・質疑応答 ・参加者アンケート	・会場周辺を散策
第4回 1/19(金)	農泊と食 & 大交流会	深田校区公民館せきれい館(球磨郡あさぎり町)	・基調講演 ・パネルディスカッション ・農泊品質評価支援制度について(講義) ・農泊の支援について(講義) ・参加者アンケート	
		リュウキンカの郷(球磨郡あさぎり町)	60人越の参加者が集まり、それぞれが郷土料理を持ち寄るなどして、交流会が行われた。	

### ③令和6年度 タイトル「～農泊は農村のにぎわい～シン・農泊推進塾」

	テーマ	会場	内容	
			座学研修	現地研修
第1回 12/5(木)	はじめての農泊～食とおもてなしの心～	旧下矢部東部小学校(上益城郡山都町)	・講演 ・トークセッション ・参加者アンケート	・なかはた農園で苗づくり体験
第2回 1/12(日)	国際的な視点から見た農村の価値	ひまわり亭(人吉市矢黒町)	・基調講演 ・トークセッション ・参加者アンケート	・人吉球磨の家庭料理 調理体験(希望者のみ)
第3回 2/7(金)	熊本県の農泊のイマとコレカラ	やまがBASE(山鹿市鹿央町)	・トークセッション ・インターネットやSNSを活用した情報発信の手法についての実践研修 ・参加者アンケート	

## 電子情報に関する取扱特記事項

### (基本的事項)

第 1 条 乙は、業務に係る電子情報保全対策の重要性を認識し、業務を実施するに当たっては、電子情報（電子計算機等の内部に保存された情報及び入出力媒体に記録された情報をいう。以下「データ」という。）について適正に取り扱い、データの漏えい、滅失、毀損等の防止に万全の体制を構築しなければならない。また、業務の遂行に当たっては、乙は甲の指導に従うとともに、業務の従事者に対して適切な指示及び管理を行わなければならない。

### (電子情報の保全)

第 2 条 乙は、自己の責任において、データの漏えい、滅失、毀損等を防止するため、次に掲げる事項について遵守しなければならない。

- (1) 自己の責任においてデータ（監査を行った際の出力帳票及び入出力媒体に記憶された情報を含む。）の漏えい、滅失、毀損等を防止すること。
- (2) 業務において取得したデータを、全て甲に提出すること。
- (3) 業務を履行する目的以外に、データを保有し、複写し、又は使用しないこと。

### (秘密の保持)

第 3 条 乙は、いかなる場合も業務の遂行上知り得た甲の業務上の秘密を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事する社員その他の者に対し前項に規定する義務を遵守させるため、秘密保持契約を締結させる等万全の措置を講じなければならない。

### (権利義務の譲渡等の禁止)

第 4 条 乙は、甲の承諾なしにこの請負によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は担保に供してはならない。

### (複写又は複製の禁止)

第 5 条 乙は、業務を処理するために甲から引き渡された個人情報記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

### (再委託の制限)

第 6 条 乙は、業務の工程の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合は、事前に甲に通知し、甲の書面による承諾を受けなければならない。この場合において、乙は、第三者の選任及び監督についての一切の責任を負うものとする。

2 前項の規定により乙が第三者に委任し、又は請け負わせる場合は、乙は、この契約に規

定する甲の権利行使を阻害しないよう、かつ、この契約に規定する乙の義務履行に違反しないよう、当該第三者との間で書面により約定するものとする。

(報告・調査)

第7条 甲は、乙に対して必要があると認めるときは、この契約の履行状況等について、随時に報告を求め、調査を行うことができる。

2 前条第1項の規定により、乙が第三者に委任し、又は請け負わせる場合は、甲が当該第三者に対してこの契約の履行状況等について、随時に報告を求め、又は調査を行うことができるよう、乙は、当該第三者と特約を結ぶものとする。

(損害賠償)

第8条 甲は、乙がこの契約に違反することにより損害を被った場合は、当該損害につき乙に損害賠償請求をすることができるものとする。

## 別記 2

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第 1 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

#### (秘密の保持)

第 2 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

#### (責任体制の整備)

第 3 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

#### (責任者等の届出)

第 4 乙は、この契約による個人情報の取扱いに係る責任者（以下「個人情報保護責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「作業従事者」という。）を定め、別添様式 1 により甲に報告しなければならない。

2 乙は、個人情報保護責任者又は作業従事者を変更する場合は、別添様式 2 によりあらかじめ甲に報告しなければならない。

3 乙は、定めた個人情報保護責任者又は作業従事者以外の者が当該個人情報を取り扱うことがないようにしなければならない。

#### (保有の制限)

第 5 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を保有するときは、甲の指示を受け又は事前の承諾を得た上で、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

#### (安全管理措置)

第 6 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の安全管理のため、BCC（ブラインド・カーボン・コピー）によるメール送付の徹底、複数の職員による確認やチェックリストの活用、適正なサイバーセキュリティ水準の確保等の措置その他必要かつ適切な措置を講じなければならない。

#### (作業場所の特定)

第 7 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所を明確にし、あらかじめ別添様式 1 により甲に報告しなければならない。

2 乙は、作業場所を変更する場合は、別添様式2によりあらかじめ甲に報告しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第8 乙は、甲の指示又は事前の承諾がある場合を除き、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第9 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を、甲の指示又は事前の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(持出しの制限)

第10 乙は、甲の指示又は事前の承諾がある場合を除き、この契約による業務に関し取り扱う個人情報を作業場所から持ち出してはならない。

(再委託の禁止)

第11 乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者(乙に子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。))がある場合にあっては、当該子会社を含む。以下同じ。)にその処理を委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾により、第三者に個人情報を取り扱う事務を委託する場合は、甲が乙に求める個人情報の保護に関する必要な措置と同様の措置を当該第三者に講じさせなければならない。

(派遣労働者の利用時の措置)

第12 乙は、この契約による業務を派遣労働者によって行わせる場合は、当該派遣労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 前項に規定する場合において、乙は、甲に対して、当該派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(資料等の返還等)

第13 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙が保有した個人情報が記録された資料・電子媒体等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。また、乙が管理する機器等に記録された電子情報については、適正に消去・廃棄した旨の報告を別添様式3により提出するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(作業従事者への周知)

第14 乙は、作業従事者に対して、在職中及び退職後において、この業務に関して知るこ

とのできた個人情報了他に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第176条又は第180条の規定に該当した場合は罰則の適用があることを周知するものとする。

（指示・報告）

第15 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は本特記事項の遵守状況等、必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

（実地調査）

第16 甲は、必要があると認めるときは、乙における管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況について随時実地に調査することができる。

（事故発生時の対応）

第17 乙は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがある場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 乙は、前項の漏えい等の事故が発生した場合には、被害拡大の防止、復旧、再発防止等のために必要な措置を迅速かつ適切に実施しなければならない。

3 甲は、第1項の漏えい等の事故が発生した場合には、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

（契約解除及び損害賠償）

第18 甲は、乙が本特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。